

平成30年度 行政評価委員会評価表

事業名	区民相談事務	担当部	政策経営部
		担当課	すぐやる課

基本情報

施策番号	施策	—
事業の目的	区民が日常生活で直面する諸問題を、迅速かつ適切に解決できるよう、各種の相談事業を実施する。	

実施内容	【事業概要】 昭和46年度に区民相談室を開設し相談事業をまとめた。法律相談等は昭和28年度から実施しているものもある。区民等が日常生活で直面する様々な問題を解決するにあたって、その一助となるよう相談事業を実施する。
	【相談種類】 区民相談室では①区政・一般相談②交通事故相談③法律相談等専門相談12種の相談事業を実施。 相談員は、区の再任用・再雇用職員、専門非常勤の交通事故相談員の他、葛飾弁護士倶楽部、東京税理士会葛飾支部、(社)葛飾区建築設計事務所協会、(公社)東京都宅地建物取引業協会葛飾区支部、東京都行政書士会葛飾支部、東京土地家屋調査士会葛飾支部、東京司法書士会城北支部、東京都社会保険労務士会葛飾支部、葛飾区行政相談委員協議会などの協力により、派遣されている。

実績情報

成果指標									
目標・実績	指標	指標の根拠	単位	区分	27年度	28年度	29年度	30年度	目標
	相談結果が「参考になった」人の割合	アンケートによる調査	%	目標	95	95	95		
実績の分析	成果指標は、相談者への記入式のアンケートによる「相談結果が参考になった人の割合」とし、平成28・29年度では94%が「参考になった」と回答していることから、問題解決の一助となっている。								
	活動指標である相談件数は、平成28年度から件数の計上方法の変更(他の窓口へ案内した場合の不算入等)を行ったこともあるが、変更後も減少傾向にある。特に区政・一般相談の件数に減少傾向が見られ、中でも、「その他」の相談件数が減少している。原因として、インターネットの普及等により以前に比べて比較的簡易な相談に関する解決手段が増えてきていること等が考えられ、特別区全体の一般相談の件数も減少している。 なお、区政・一般相談は70%程度の利用率であるが、専門相談は利用率も適正水準(法律相談90%程度、税金相談90%程度、不動産取引相談70%程度、登記・測量相談60%程度等)であり、件数的にも横ばいで推移、概ね需要と供給のバランスもとれている。								



活動指標									
目標・実績	指標	指標の根拠	単位	区分	27年度	28年度	29年度	30年度	目標
	相談件数	①区政一般相談件数+②交通事故相談件数+③専門相談件数	件	目標	—	—	—		
実績	実績								
	実績								
実績	実績								
	実績								

今後の方向性

評価の視点 ①方向性 ②実施内容 ③実施方法	③	区政・一般相談の実績の減少傾向については、事業目的は区民の諸問題の解決であることから相談件数の多寡を成果指標とするものではないが、現在は広報かつしか(毎月15日号)への掲載や地区センター等公共施設でのパンフレット配布、区民ホールでの特設相談、駅前での街頭相談等を行い、周知を図っている。周知方法について評価をいただきたい。 相談窓口の出先機関等への拡大については、過去に4か所の地区センターで相談を行ったものの件数が伸びず廃止した経緯があること、相談員ごとの得意分野によって相談者のマッチングしている現状も踏まえ、見送っている。窓口の実施体制についても評価をいただきたい。
所管課の見解	改善	周知方法については、今後はさらに、各種イベント(矯正展、消費生活展等)や高齢者の会合等にも参加し積極的に周知を図っていききたい。 また、区政・一般相談については、相談環境の向上を検討している。特に、相談ブースが連なり隣の相談者が見える状態であること(「個室にしてほしい」との利用者アンケートの声あり)、相談スペースと待合席との距離が近く、相談者のプライバシー確保が不十分であることなどの点が相談件数に影響を与えていることは否定できない。 限られたスペースの中で、相談ブースの配置やパーテーションの設置を工夫するなど、相談しやすい環境を整えて、区民が安心して相談でき、身近な人にも勧めていただけるような相談室を目指したい。

コスト内訳(決算)(千円)

項目		27年度	28年度	29年度	コストの主な内訳
収入	特定収入	0	0	0	
	都道府県支出金	0	0	0	
	その他	0	0	0	
	一般財源(a)	45,282	43,954	49,616	
事業費	直接事業費(b)	14,502	14,064	13,916	
	非常勤報酬	4,933	4,934	4,934	交通事故相談員報酬
	社会保険料	709	0	0	交通事故相談員社会保険料(28年度から一般職員人件費へ)
	報償費	6,974	6,996	6,840	法律相談弁護士謝礼
	消耗品費	342	125	169	消耗品・書籍購入
	印刷製本費	34	63	38	区民相談のしおり印刷
	通信運搬費	36	39	33	相談事務郵送料
	手数料	1,405	1,907	1,895	専門相談
	筆耕翻訳料	0	0	7	専門相談員感謝状作成
	委託料	69	0	0	案内板作成
人件費等	職員人件費(c)	30,780	29,890	35,700	
	人件費	28,180	27,390	33,100	
	再雇用職員	2,600	2,500	2,600	
	1.00人	1.00人	1.00人		
	間接費(d)	0	0	0	
	調整額(e)	130	90	190	
減価償却費	0	0	0		
金利	0	0	0		
退職給与引当	130	90	190		
(控)コスト対象外	0	0	0		
トータルコスト(f=b+c+d+e)	45,412	44,044	49,806		

項目	27年度	28年度	29年度	コスト増減の理由 年々、相談件数が減少しているため、単位(相談1件)あたりのコストが上昇した。
単位の定義	相談件数(件) (①区政一般相談件数+②交通事故相談件数+③専門相談件数)			
実績数値(g)	8,496	7,599	7,265	
単位あたり区単コスト(a/g)	5,329.80円	5,784.18円	6,829.46円	
単位あたりコスト(f/g)	5,345.10円	5,796.03円	6,855.61円	

区民相談室以外の相談（無料）

女性のために ●女性に対する暴力相談(DV相談) ●法律相談 ●悩みごと相談	(電話・面接、予約制) 相談場所……男女平等推進センター (月・木) 午前10時～午後5時 ☎ 03(5698)2211 (火) 午後1時30分～午後4時30分 (月・火・木・金) 午前10時～午後5時 ☎ 03(5698)2213 (水) 午後1時～午後8時(午後5時以降は電話相談のみ) ※水曜午後5～8時は男性からの相談にも応じます。	
●消費生活相談	(月～金) 午前9時～午後4時30分 相談場所……消費生活センター ☎ 03(5698)2311 電話・来所での相談ができます。	
●中小企業経営相談 ●訪問経営相談(下請相談含む) ●創業支援相談	(月～金) 午前10時～午後5時 (月～金) 午前10時～午後5時 (月～金) 午前10時～午後5時 (水曜は午後5時30分～午後7時30分も実施) (第4土) 午前9時～午後3時30分 (第1～4月・第1・3木) 午前10時～午後5時 新小岩創業支援施設	相談場所 テクノプラザ かつしか 電話予約制 テクノプラザ かつしか ☎ 03(3838)5556 ※事前申し込みにより中小企業診断士の訪問相談も行います。
●求人・就業相談 ●内職相談	(月～金) 午前10時～午後7時(第1・3土曜) 午前10時～午後5時 (火・木) 午前10時～午後4時 相談場所……しごと発見プラザかつしか ☎ 03(5680)8765 (テクノプラザかつしか1階) ※相談の際は事前にご予約ください。	
●教育相談 ●いじめ相談	※両相談とも(月～金) 午前9時～午後5時(来所は要予約) 区のホームページからメールによる相談も受け付けています。 相談場所……葛飾区立総合教育センター	教育相談 ☎ 03(5668)7603 いじめ相談 ☎ 03(5668)7608
●子どもと家庭の総合相談	相談場所……子ども総合センター健康プラザかつしか2階 (月～土) 午前8時30分～午後5時 ☎ 03(3602)1386 区のホームページからメールによる相談も受け付けています。	
●児童虐待通報相談	(月～土) 午前8時30分～午後5時 ☎ 03(3602)1389	
●妊娠・出産どうしようコール	(月～金) 午前8時30分～午後5時 ☎ 03(3602)1391	
●子どもの発達相談	(月～金) 午前8時30分～午後5時 ☎ 03(3602)1388 ※就学前のお子さんが対象です。来所の際は事前にご予約ください。	
●手話相談	(月～金) 午前9時～午後5時 相談場所……障害福祉課身体障害者相談係 ☎ 03(5654)8302 FAX03(5698)1531	
●ピアカウンセリング相談(同じ障害があるカウンセラーによる相談)	※随時(事前予約が必要:月～金の午前8時30分～午後5時15分) 相談場所……障害福祉課自立支援係 ☎ 03(5654)8628 FAX03(5698)1531	
●健康電話相談(健康ホットラインかつしか)	(月～金) 午前8時30分～午後8時 ☎ 03(3602)1244 ※電話相談のみとなります。	
●医療安全相談(患者相談窓口)	(月～金) 午前9時～午後5時 ☎ 03(3602)1226 ※電話相談のみとなります。	
●食生活相談	相談場所……健康づくり課 ☎ 03(3602)1268 (食生活相談のみ)	
●育児相談	青戸保健センター ☎ 03(3602)1284	
●精神保健相談	金町保健センター ☎ 03(3607)4141	
●難病医療相談	新小岩保健センター ☎ 03(3696)3781	
	水元保健センター ☎ 03(3627)1911 ※それぞれの相談日時が異なりますので、お問い合わせください。	
●福祉サービスの苦情調整(電話予約制)	(第1～3・5金) 午後1時30分～午後3時30分 電話予約先……福祉管理課 ☎ 03(5654)8243 (月～金の午前8時30分～午後5時) 相談場所……2階福祉総合窓口相談室	
●シニア就業相談	おおむね55歳以上の方の就業等の相談、紹介 (月～金) 午前9時～午後4時 相談場所……ワークスかつしか シニア活動支援センター1階 立石6-38-11 ☎ 03(3692)3181	
●生涯学習相談	区民の学びや団体活動に関する相談 (月～金) 午前8時30分～午後5時 相談場所……生涯学習課 ☎ 03(5654)8479	

※相談日が祝休日及び年末年始と重なった場合は、お休みです。

区民相談のしおり

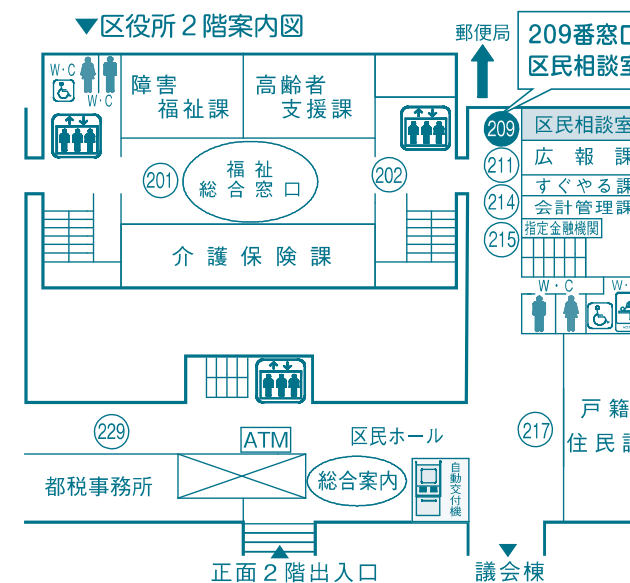
相談無料

区民相談室 (区役所2階209番窓口)

☎ 03(5654)8612～5

○受付：月～金曜日
 午前8時30分から午後5時まで
 (祝休日・年末年始を除く)

相談内容別に専門相談を開設しています。
 予約方法、相談日など詳しくは中面をご覧ください。
 秘密は固く守ります。



「すぐ行く！よく聴く！よい対応！」すぐやる課です

☎ 03(5654)8448 (区役所2階211番窓口)
 FAX: 03(5698)1502

すぐやる相談

○月～金曜日
 午前8時30分から午後5時まで
 (祝休日・年末年始を除く)

区役所のどこに相談すれば良いのか分からない困りごとや、区が管理する施設や場所(道路・公園など)に関する意見・要望などについて、気軽に相談できます。
 区役所で対応できないときでも、解決に向けて情報提供やアドバイスを行います。

区長へのはがき

○はがき・メール・手紙・電話・窓口・FAXで受け付けています。

区政運営に関することで「区長に伝えたい」「区長の意見を聞きたい」という場合にご活用ください。
 ※「区長へのはがき」は、区役所総合案内(1・2階)・区民事務所・地区センター・図書館・区内鉄道駅の葛飾区広報スタンド等に設置しています。

葛飾区役所 〒124-8555 葛飾区立石5-13-1
 (京成立石駅下車徒歩7分、京成バス・京成タウンバス葛飾区役所下車)

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

皆さんの「困った」にお応えするために
 さまざまな相談メニューを用意しています

詳しくは
 開いて
 確認

区民相談室の各種相談

無料

【電話予約先・問い合わせ先】

☎03 (5654) 8612～5

◎相談に関する資料などがあればご持参ください。

◎場所…区役所区民相談室 2階 209番窓口

	相談名	相談曜日	相談時間	相談員	相談のおもな内容	
相談日の2週間前(祝休日の場合は直前の営業日)から受付。 予約が必要です。	法律相談	区役所区民相談室 (火)～(金)※第1(火)除く	午後1時～午後4時40分	弁護士	「遺産相続するにあたり、兄弟で協議がまとまらない」、「慰謝料の額で離婚の話し合いがまとまらない」「高齢になり、財産管理が不安」など、相続、離婚、借地、借家、金銭貸借などの日常生活全般に関する法律問題の相談	
		金町地区センター 第1・3・5(月)、第1・3・5(火)	午後1時30分～午後4時30分			
		新小岩北地区センター 第2・4(月)	午後1時30分～午後4時30分			
	電話法律相談 ※高齢や障害、病気・けがなどにより、外出が困難な方が対象です。 ※通話料金は相談者負担となります。	第1(木) ※祝休日の場合は第2(木)に行います。	※祝休日の場合は第2(木)に行います。	午後1時10分～午後4時30分		
	不動産取引相談	第2・4(火)	午後1時～午後3時50分	宅地建物取引士	「契約書のない土地賃貸借契約の更新方法は」、「借地権付き建物の売却はどうしたら…」など、借地・借家の契約問題及び不動産取引に関する相談	
	登記・測量相談	第3(木)	午後1時～午後3時45分	司法書士 土地家屋調査士	遺産分割・遺言書等の相続や売買・贈与などによる不動産の名義変更、隣家との境界線の確定など、登記と測量に関する相談	
	遺言書・遺産分割協議書の書き方相談	第1・3(火)	午後1時～午後4時	行政書士	「将来争いごとにならないように遺言書を作るには」、「遺産分割協議書の書き方が知りたい」など、遺言書・遺産分割協議書の書き方に関する相談	
	税金相談	(水)	午前10時～午後3時40分	税理士	「家(戸建・マンション)を売ったときの税金について知りたい」、「財産を子どもに譲りたいがその場合に税金がかかるのか」など、不動産売買、相続、贈与に伴う税金問題などの税金に関する相談	
成年後見センター出張相談 【電話予約先】成年後見センター ☎03(5672)2833	第2・4(火)	午前10時～正午	成年後見センター職員	成年後見制度やその利用(申立て)手続きなど、成年後見制度に関する相談		
直接、相談日に区民相談室へお越しください。 予約の必要はありません。	人権身の上相談	第1(火)	午前10時～午後3時	人権擁護委員	差別や偏見などの人権侵害を受けたことに関する相談	
	行政相談	第4(木)	午後1時～午後4時	行政相談委員	国の各省庁や公社、その他役所の仕事についての要望や苦情に関する相談	
	建築・リフォームなんでも相談	第1・3(金)		建築士	「家をリフォームしたいが、耐震性を強化するにはどうしたらよいか」など、設計、施工、修繕、建築資金など建築に関することや宅地問題に関する相談	
	年金・社会保険・労働問題相談	第2(木)		社会保険労務士	年金、就職・転職・退職にあたっての社会保険や雇用保険の手続き、在職中の労働問題に関する相談	
	青少年の生活相談	第2・4(月)	午前10時～午後4時	保護観察官	青少年の非行防止など、青少年の生活に関する相談	
		第1・3(月)	午後1時～午後4時	保護司		
	外国人生活相談 (中国語・英語) (受付は午後4時30分まで)	(月) ※月曜が祝休日の場合は、火曜に行くことがあります	午後0時30分～午後5時	専門相談員	「日本語を覚えたいので、勉強できる場所を教えてください」、「保険や税金の手続き方法が分からないので、教えてください」など、中国語・英語による日常生活や区政に関する一般の相談 【専用電話】 03(5654)8617	
	交通事故相談	(月)～(金)	午前8時45分～午後5時	交通事故相談員 弁護士(必要に応じて)	「交通事故に遭ってしまったので、示談の方法について相談したい」など、交通事故に関する相談 【専用電話】 03(5654)8616	
	住宅修繕相談		午前8時30分～午後5時	区政相談員	「住宅を増改築・修繕したいので、施工業者について知りたい」など、修繕等に関する相談 区政に関する相談及び日常生活に関する相談	
区政・一般相談						

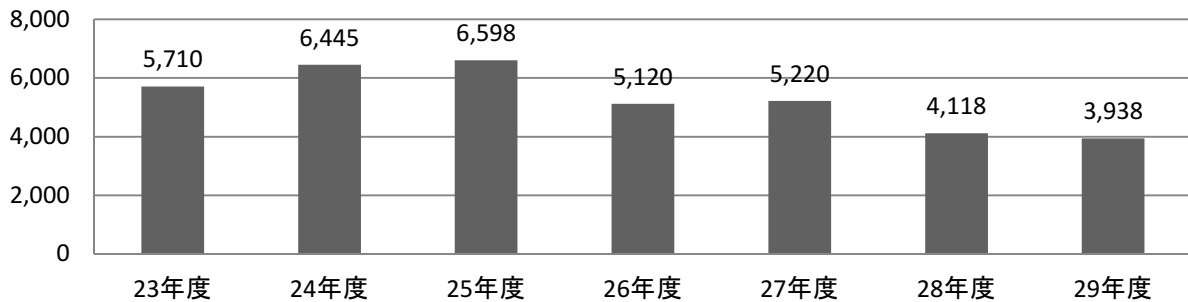
※相談日が祝休日及び年末年始と重なった場合は、お休みです。

区民相談実績

①区政・一般相談

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
議会・行政関係	7	8	6	5	3	13	15
税金関係	92	99	86	151	68	192	130
戸籍・住民登録関係	27	40	28	5	3	14	6
環境・公害関係	18	21	11	4	2	12	16
福祉関係	41	46	39	19	17	14	26
社会保障関係	99	56	51	27	20	53	37
保健衛生関係	13	9	15	6	2	9	9
道路・河川・公園関係	10	9	14	12	5	12	8
上・下水道関係	3	1	3	0	2	4	3
教育関係	11	6	6	3	3	1	1
労働関係	112	111	145	72	54	63	77
就職関係	15	13	18	7	1	3	7
内職関係	2	3	0	0	0	1	1
交通関係	9	10	10	1	2	7	1
借地関係	136	502	324	155	145	153	144
借家関係	220	268	231	183	184	174	170
土地・建物関係	255	174	369	296	140	199	266
相隣関係	309	217	214	137	192	147	146
消費貸借関係	249	164	202	185	228	169	153
融資関係	26	24	12	15	12	10	13
損害賠償・慰謝料関係	113	98	137	112	98	80	67
相続・贈与関係	963	1,495	1,487	1,296	1,181	1,107	1,128
離婚関係	443	722	821	407	370	366	340
家庭関係	277	258	279	168	98	131	124
その他	2,260	2,091	2,090	1,854	2,390	1,184	1,050
★区政・一般相談計 A	5,710	6,445	6,598	5,120	5,220	4,118	3,938

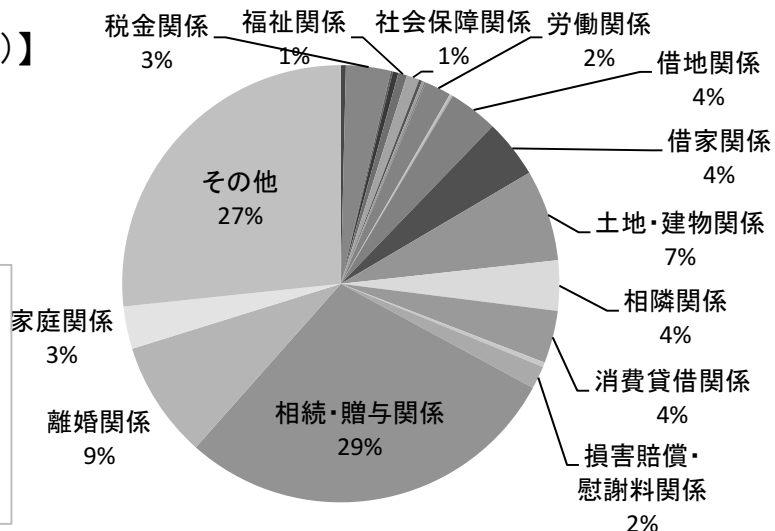
区政・一般相談 件数合計



【相談内容内訳(29年度)】

その他内訳:

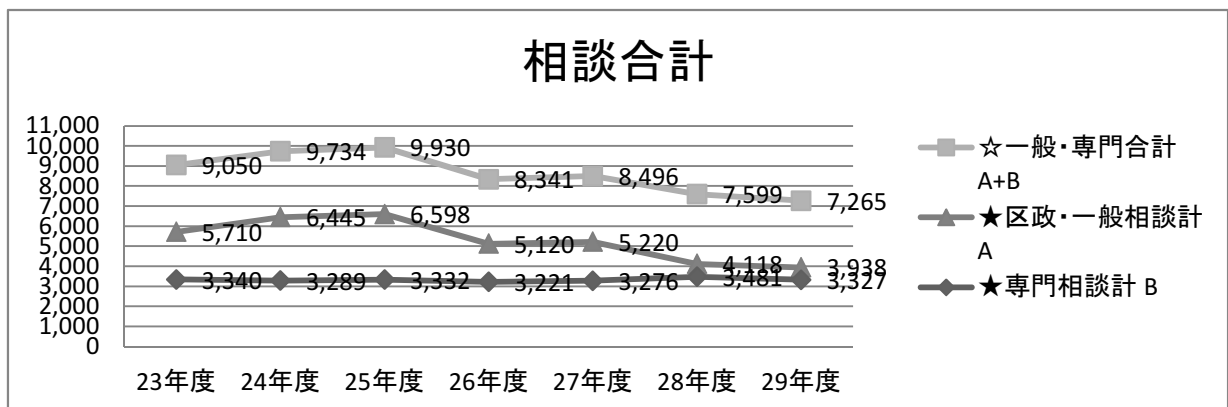
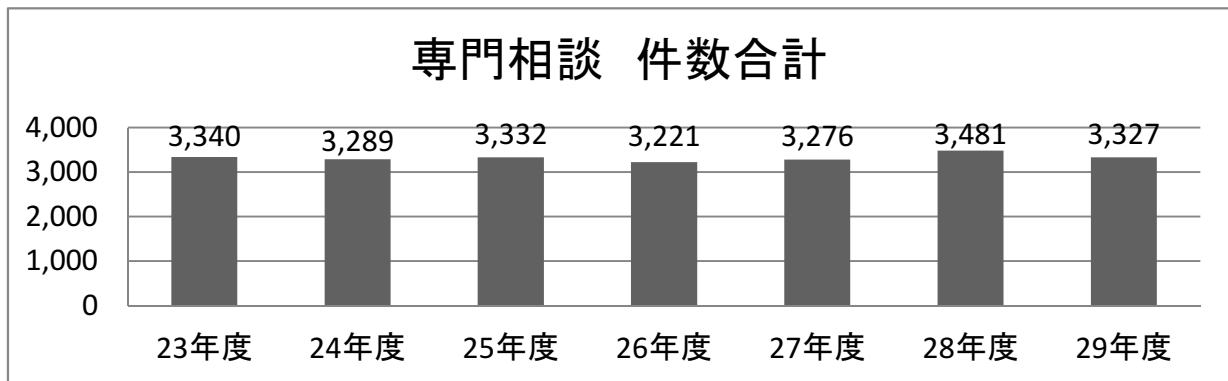
- ・身の上に関する相談
- ・借金・自己破産等の相談
- ・学校や生徒に関係したトラブルの相談
- など



区民相談実績

②専門相談

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
法律相談（）は内訳	1,632	1,658	1,635	1,636	1,626	1,672	1,590
(相続・贈与)	359	433	419	400	378	435	426
(借地・借家)	233	221	158	156	210	217	183
(クレ・サラ)	91	174	134	162	163	154	136
(損害賠償)	91	138	104	118	80	67	52
(相隣関係)	73	59	61	53	52	46	48
(離婚・親族・婚姻外交際)	269	230	250	250	241	277	250
(一般民事)	283	191	105	100	36	60	52
(倒産・債務整理)	25	20	18	16	18	12	13
(労働)	—	—	—	—	—	41	50
(消費者)	17	5	1	14	9	23	17
(税務・税金)	39	55	37	10	2	1	6
(商事・会社)	37	37	27	31	16	25	22
(刑事)	22	13	9	26	14	15	15
(行政・公害・特許・渉外)	—	—	—	—	—	5	1
(その他民事)	93	82	312	300	407	294	319
税金相談	192	201	209	186	257	289	307
建築・リフォームなんでも相談	28	35	45	28	36	51	43
人権身の上相談	15	23	12	16	11	13	14
行政相談	29	39	35	36	45	50	48
青少年の生活相談	88	92	55	79	63	78	78
外国人生活相談	154	194	204	243	208	236	195
交通事故相談	880	724	694	633	621	615	551
不動産取引相談	144	147	185	157	184	171	169
登記・測量相談	63	55	78	59	63	87	103
年金・社会保険・労働問題相談	20	26	33	29	38	41	31
住宅修繕相談	1	0	4	0	29	49	61
遺言書等書き方相談	94	95	143	119	95	121	131
成年後見センター出張相談						8	6
★専門相談計 B	3,340	3,289	3,332	3,221	3,276	3,481	3,327
☆一般・専門合計 A+B	9,050	9,734	9,930	8,341	8,496	7,599	7,265



VI 区 民

40. 区民相談受付件数

（平成28年4月1日～平成29年3月31日）

区 分	総 数	移動（街頭）相談	一般相談	特 別 相 談											総
				計	法律相談	交通事故相談	税務相談	人権の上相談	行政相談	建築関係相談	不動産関係相談	更生保護関係相談	結婚相談	その他の相談	
総 数	223,586	(881)	106,255	117,331	36,245	8,116	3,323	3,895	602	22,246	2,971	545	—	39,388	総
千代田	1,815	—	1,239	576	415	—	68	1	—	—	25	—	—	67	千
中 央	3,620	—	1,767	1,853	751	950	96	1	17	38	—	—	—	—	中
港	3,747	—	2,230	1,517	1,223	20	96	7	34	66	71	—	—	—	港
新宿	49,373	(25)	20,576	28,797	1,350	31	134	15	32	16,339	380	—	—	10,516	新
文京	2,157	—	434	1,723	1,036	217	265	12	14	—	153	14	—	12	文
台東	4,619	—	1,714	2,905	1,296	1,242	—	3	65	—	116	—	—	183	台
墨田	5,380	—	2,578	2,802	835	1,280	104	4	6	—	152	31	—	390	墨
江東	6,772	(34)	1,298	5,474	1,995	—	—	3,201	34	65	66	—	—	113	江
品川	5,801	(24)	2,752	3,049	1,223	1,305	164	6	29	—	100	33	—	189	品
目黒	9,893	—	2,148	7,745	1,103	—	239	3	2	220	135	28	—	6,015	目
大田	15,870	—	12,142	3,728	2,991	—	98	90	22	—	186	—	—	341	大
世田谷	13,639	(587)	4,984	8,655	3,021	193	125	14	11	191	312	—	—	4,788	世
渋谷	3,234	—	2,075	1,159	970	26	80	8	2	—	56	—	—	17	渋
中野	6,593	—	4,191	2,402	1,007	1,126	58	9	3	45	112	—	—	42	中
杉並	4,861	—	2,021	2,840	1,748	75	262	5	19	—	48	—	—	683	杉
豊島	4,957	—	3,347	1,610	1,099	—	61	17	36	33	11	—	—	353	豊
北	5,077	—	2,791	2,286	1,791	73	120	26	11	22	98	42	—	103	北
荒川	4,797	—	3,799	998	419	216	—	—	3	—	129	29	—	202	荒
板橋	4,186	(74)	—	4,186	2,925	228	373	100	74	45	110	36	—	295	板
練馬	22,925	(104)	17,693	5,232	3,435	167	467	346	106	—	163	74	—	474	練
足立	16,772	—	10,051	6,721	2,140	155	124	12	28	4,026	210	—	—	26	足
葛飾	21,319	(33)	4,118	17,201	1,815	615	289	13	50	51	171	78	—	14,119	葛
江戸川	6,179	—	2,307	3,872	1,657	197	100	2	4	1,105	167	180	—	460	江

資料：各区資料による。

注：1. 移動（街頭）相談件数は総数の内数である。

2. 台東区の「交通事故相談」は、台東交通事故相談所の取扱件数で、電話による相談件数を含む。

3. 板橋区は「一般相談」について、件数集計をしていない。

4. 次の区は、電話・文書等による相談件数を含まない。

一般相談：千代田区

特別相談：千代田区、港区、大田区、北区

特別区区民相談受付件数（27年度）

VI 区 民

40. 区民相談受付件数

（平成27年4月1日～平成28年3月31日）

区分 区名	総数	移動（街頭）相談	一般相談	特 別 相 談											総
				計	法律相談	交通事故相談	税務相談	人権の上相談	行政相談	建築関係相談	不動産関係相談	更生保護関係相談	結婚相談	その他の相談	
総数	229,982	1,871	112,537	117,445	37,309	9,898	3,218	3,851	676	28,325	3,184	609	—	30,375	総
千代田	1,687	—	1,105	582	427	—	58	—	3	—	37	—	—	57	千
中央区	3,949	—	2,038	1,911	752	984	102	—	19	54	—	—	—	—	中
港区	3,559	—	2,052	1,507	1,213	28	84	2	42	63	73	2	—	—	港
新宿	54,341	1,598	19,563	34,778	1,265	35	162	7	38	22,376	425	—	—	10,470	新
文京	2,400	—	506	1,894	1,127	240	272	7	20	—	201	11	—	16	文
台東	4,668	—	1,679	2,989	1,332	1,283	—	6	76	—	118	—	—	174	台
墨田	6,033	—	3,196	2,837	870	1,310	103	2	2	—	146	31	—	373	墨
江東	8,501	—	1,312	7,189	2,243	1,488	—	3,089	42	64	83	—	—	180	江
品川	6,220	29	2,978	3,242	1,319	1,306	161	11	42	—	102	27	—	274	品
目黒	9,633	—	2,172	7,461	1,179	—	130	11	1	256	136	32	—	5,716	目
大田	16,282	—	12,479	3,803	3,042	—	94	120	31	—	195	—	—	321	大
世田谷	12,643	—	5,024	7,619	2,942	202	126	15	—	206	291	—	—	3,837	世
渋谷	3,455	—	2,225	1,230	1,050	24	73	4	1	—	57	—	—	21	渋
中野	6,728	—	4,372	2,356	977	1,073	54	11	2	54	136	—	—	49	中
杉並	5,244	—	2,396	2,848	1,801	103	283	9	21	—	49	—	—	582	杉
豊島	4,749	—	3,120	1,629	1,240	—	58	3	50	39	7	—	—	232	豊
北区	5,519	—	3,119	2,400	1,872	87	124	37	13	24	80	12	—	151	北
荒川	4,912	—	3,890	1,022	475	203	—	—	1	—	126	36	—	181	荒
板橋	8,636	93	4,042	4,594	3,263	230	370	122	93	54	133	27	—	302	板
練馬	22,215	112	16,693	5,522	3,623	221	470	363	113	—	156	116	—	460	練
足立	17,887	—	11,040	6,847	2,217	222	131	12	18	3,952	270	—	—	25	足
葛飾	14,601	39	5,220	9,381	1,626	621	257	11	45	36	184	63	—	6,538	葛
江戸川	6,120	—	2,316	3,804	1,454	238	106	9	3	1,147	179	252	—	416	江

資料：各区資料による。

注：1. 移動（街頭）相談件数は総数の内数である。

2. 台東区の「交通事故相談」は、台東交通事故相談所の取扱件数で、電話による相談件数を含む。

3. 次の区は、電話・文書等による相談件数を含まない。

一般相談：千代田区、大田区

特別相談：千代田区、港区、大田区、渋谷区、北区

特別区区民相談受付件数（26年度）

VI 区 民

40. 区民相談受付件数

（平成26年4月1日～平成27年3月31日）

区 分	総 数	移動（街頭）相談	一般相談	特 別 相 談											計	その他の相談	総
				計	法律相談	交通事故相談	税務相談	人権 身の上相談	行政相談	建築関係相談	不動産関係相談	更生保護関係相談	結婚相談	その他の相談			
総 数	246,834	317	117,551	129,283	39,136	10,181	3,238	3,428	603	38,366	3,215	819	—	30,540	総		
千代田	1,730	—	1,101	629	484	—	62	3	—	—	37	—	—	43	千		
中 央	4,005	—	1,952	2,053	830	1,061	99	3	11	49	—	—	—	—	中		
港	3,450	—	1,793	1,657	1,350	28	97	3	48	62	60	9	—	—	港		
新宿	60,081	—	17,283	42,798	1,425	44	132	31	29	30,277	379	—	—	10,481	新		
文京	2,467	—	577	1,890	1,141	209	284	4	12	—	186	9	—	45	文		
台東	5,146	—	2,090	3,056	1,356	1,342	—	9	88	—	95	—	—	166	台		
墨田	6,261	—	3,270	2,991	940	1,356	116	2	1	—	166	38	—	372	墨		
江 東	9,076	45	2,190	6,886	2,418	1,607	—	2,544	24	87	89	67	—	50	江		
品 川	6,202	42	2,756	3,446	1,376	1,352	149	19	58	—	115	35	—	342	品		
目黒	11,454	—	2,230	9,224	1,169	—	137	8	1	2,060	129	33	—	5,687	目		
大 田	16,850	—	12,931	3,919	3,117	—	119	129	30	—	172	—	—	352	大		
世 田 谷	13,056	—	4,747	8,309	3,098	257	137	18	—	226	291	—	—	4,282	世		
渋谷	4,911	—	3,485	1,426	1,225	22	80	4	1	—	78	—	—	16	渋		
中 野	7,781	—	5,468	2,313	1,001	1,007	58	9	5	53	117	11	—	52	中		
杉 並	5,800	—	2,990	2,810	1,731	135	278	6	2	—	59	—	—	599	杉		
豊 島	6,791	—	5,040	1,751	1,364	—	114	14	34	29	145	7	—	44	豊		
北 区	6,144	—	3,607	2,537	1,931	87	125	52	9	32	93	39	—	169	北		
荒 川	4,654	—	3,698	956	506	137	—	—	—	—	109	30	—	174	荒		
板橋	9,307	66	4,385	4,922	3,460	244	377	168	71	61	132	84	—	325	板		
練 馬	21,622	114	16,081	5,541	3,625	189	470	362	119	—	159	123	—	494	練		
足 立	19,502	19	12,185	7,317	2,346	214	117	20	22	4,320	248	—	—	30	足		
葛 飾	13,901	31	5,120	8,781	1,636	633	186	16	36	28	157	79	—	6,010	葛		
江 戸 川	6,643	—	2,572	4,071	1,607	257	101	4	2	1,082	199	255	—	564	江		

資料：各区資料による。

注：1. 移動（街頭）相談件数は総数の内数である。

2. 台東区の「交通事故相談」は、台東交通事故相談所の取扱件数で、電話による相談件数を含む。

3. 中野区の「交通事故相談」は、中野交通事故相談所の取扱件数で、電話による相談件数を含む。

4. 次の区談は、電話・文書等による相談件数を含まない。

一般相談：千代田区

特別相談：千代田区、港区、大田区、北区